

会告

「輸血による GVHD 予防のための血液に対する放射線照射ガイドライン」の一部が改正され、新たに「輸血による GVHD 予防のための血液に対する放射線照射ガイドライン」として公表いたします。また、新たに「血液照射装置管理マニュアル」が新たに作成されました。本誌学会記事欄の---日本輸血学会「輸血後 GVHD 対策小委員会」報告(平成 11 年 1 月 1 日)に本文が掲載されています。以下に、主な変更点を会告欄に掲載いたしますが、本誌を御一読下さい。

日本輸血学会輸血後 GVHD 対策小委員会

<主な変更点>

[2] 輸血による GVHD 予防のための血液に対する放射線ガイドライン

「4」輸血用血液の放射線照射の適応

ガイドライン の(2)放射線照射を考慮すべき患者の欄の高齢者・臓器移植を受け免疫抑制状態にある患者を削除。

ガイドライン の(1)放射線照射の適応となる患者欄に高齢者・臓器移植を受け免疫抑制状態にある患者(文中下線)を追加。

「5」放射線照射の対象となる血液

説明文中、発症例における血液の最長保存期間(文中下線)を13日から14日に変更。

「7」放射線照射済み血液の扱い

(1) 血液上清カリウム濃度の変化

説明文中、2単位 MAP 加赤血球上清カリウムの約 6mEq を 7mEq に変更。

「8」輸血後 GVHD 予防のための院内体制の整備と血液センターの協力

放射線照射輸血用血液の製造許可に合わせて表現を変更。

「図表」

図 1 を追加。

表 1 の内容を一部変更

[3] 血液照射装置管理マニュアル

全文追加

[4] 今後の課題

削除項目

前回の輸血後 GVHD 対策小委員会報告(平成 8 年 12 月 26 日)から

「1」放射線照射体制の整備と照射血液の製造認可を削除

「3」HLA ホモ接合体血液の扱いを削除。

追加項目

今回の輸血後 GVHD 対策小委員会報告(平成 11 年 1 月 1 日)の報告に

「2」患者救済制度の構築を追加